

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	決算	転記	○	
①	②	③	④	○	○

※該当箇所に ☒ レ すること。

政 治 団 体 の 区 分	
☐ 政	党
☐ 政 党 の 支 部	
☐ 政 治 資 金 団 体	
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	
☐ その他の政治団体の支部	
活 動 区 域 の 区 分	
全国（2都道府県以上）	

(ふりがな) しんせいきせいさくけんきゅうかい

1 政治団体の名称 新世紀政策研究会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1
806

3 代表者の氏名 山口 那津男

4 会計責任者の氏名 出口 俊夫

5 令和 5 年分

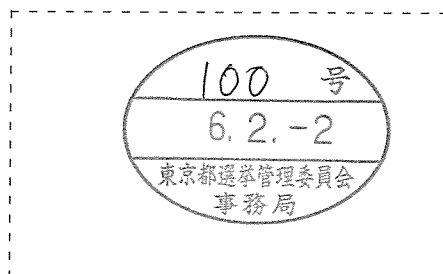
団体コード	1	0	7	0	0	7	3	9	2	0	0	1	2	0
前年繰越額	655,848 円													

事務担当者の氏名 山下 千秋

電話番号 03-6550-0806

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	☐ 無
公職の種類	参議院議員 (現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	山口 那津男

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	山口 那津男
公職の種類	参議院議員 (現・候)



0165

(※) 資金管理団体の指定の期間					
令和	年	月	日	から	
令和	年	月	日	まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間					
令和	年	月	日	から	
令和	年	月	日	まで	

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

102640

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2, 855, 874
(前 年 か ら の 繰 越 額)	655, 848
(本 年 の 収 入 額)	2, 200, 026
支 出 総 額	2, 328, 239
翌 年 へ の 繰 越 額	527, 635

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	200, 000	
(イ) うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	2, 000, 000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2, 200, 000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	2, 200, 000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	26	
	合 計	26	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	木村和俊	200,000	R5/12/8	東京都中央区月島1-8-1-3206	弁護士	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	200,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	200,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	公明党参議院東京選挙区第2総支部	1, 000, 000	R5/1/6	東京都港区虎ノ門1-1-11マスタビル7F	山口那津男	
2	公明党参議院東京選挙区第2総支部	1, 000, 000	R5/8/10	東京都港区虎ノ門1-1-11マスタビル7F	山口那津男	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2, 000, 000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	2, 000, 000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	876,130	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	988,959	0	
(4) 事 務 所 費	422,196	0	
小 計	2,287,285	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	35,000	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	5,954	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	40,954	0	
合 計	2,328,239		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	複合機リース代	36,300	R5/3/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
2	写真パネル代	13,200	R5/3/28	株式会社ホクトエンジニアリング	東京都豊島区駒込1-35-1	
3	事務所備品（シュレッダー）	20,660	R5/4/6	ビックカメラ 有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
4	複合機リース代	36,300	R5/4/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
5	複合機リース代	36,300	R5/5/29	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
6	複合機リース代	36,300	R5/6/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
7	複合機リース代	36,300	R5/7/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
8	複合機リース代	36,300	R5/8/28	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
9	複合機リース代	36,300	R5/9/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
10	複合機リース代	36,300	R5/10/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
11	複合機リース代	36,300	R5/11/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
12	事務所備品（和食器）	13,310	R5/12/16	日本橋三越本店	東京都中央区日本橋室町1-4-1	
13	事務所備品（加湿器）	19,800	R5/12/20	ビックカメラ 有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
14	複合機リース代	36,300	R5/12/27	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
15	空気清浄機フィルター代等 (KSK1200加湿器含)	18,950	R5/1/23	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
	こ の 頁 の 小 計	448,920				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	空気清浄機フィルター代等 (KSK1200加湿器含)	18,950	R5/2/16	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
17	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/3/20	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
18	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/4/19	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
19	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/5/23	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
20	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/6/12	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
21	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/7/20	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
22	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/8/10	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
23	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/9/8	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
24	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/10/11	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
25	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/10/30	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
26	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/11/30	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
27	空気清浄機フィルター代	10,700	R5/12/22	(株)ナック ダスキン事業部第13支店	東京都新宿区百人町2-27-7	
28	新聞代（1月分）	25,100	R5/1/26	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
29	新聞代（2月分）	25,100	R5/2/24	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
30	新聞代（3月分）	25,100	R5/3/24	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
	こ の 頁 の 小 計	211,950				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
31	新聞代（4月分）	25,100	R5/4/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
32	新聞代（5月分）	25,600	R5/5/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
33	新聞代（6月分）	26,200	R5/6/23	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
34	新聞代（7月分）	26,800	R5/7/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
35	新聞代（8月分）	27,300	R5/8/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
36	新聞代（9月分）	27,300	R5/10/3	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
37	新聞代（10月分）	27,300	R5/10/25	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
38	新聞代（11月分）	27,300	R5/11/24	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
39	新聞代（12月分）	27,300	R5/12/18	丸の内新聞株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
40						
	こ の 頁 の 小 計	240,200				
	そ の 他 の 支 出	87,889				
	合 計	988,959				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報酬	33,000	R5/2/17	桑原洋介公認会計士・税理士事務所	東京都江戸川区東小松川4-45-10-205	
2	車整備修理代	41,377	R5/2/24	トヨタモビリティ東京株式会社	東京都港区芝浦4-8-3 綾瀬大谷田店	
3	自動車税	36,000	R5/5/11	東京都都税総合事務センター 所長	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
4	自動車保険料	115,930	R5/7/26	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
5	放送受信料	21,765	R5/10/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
6	会館電話電報料(11月分)	10,248	R5/12/8	参議院会計課長	東京都千代田区永田町1-11-16	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	258,320				
	そ の 他 の 支 出	163,876				
	合 計	422,196				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	20,000	R5/5/21	株式会社舞踊集団菊の会 友の会事務局	東京都新宿区西落合2-21-23	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	20,000				
	そ の 他 の 支 出	15,000				
	合 計	35,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	5,954				
	合 計	5,954				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 1月 29日

政治団体の名称 新世紀政策研究会

会計責任者の氏名 出口 俊夫



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和 6 年 1 月 26 日

新世紀政策研究会

代表 山口 那津男 殿

登録政治資金監査人

桑原 洋介



登録番号 第 1593 号

研修了年月日 平成 21 年 10 月 16 日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、新世紀政策研究会の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、新世紀政策研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

新世紀政策研究会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、新世紀政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上